

【講義①】

成年後見制度利用促進法と基本計画

◆講師

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室



# 成年後見制度利用促進法と 第二期成年後見制度利用促進基本計画について

～尊厳ある本人らしい生活の継続と  
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課成年後見制度利用促進室  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 構成

- 1 成年後見制度利用促進法と第一期計画について
- 2 成年後見制度の利用状況と権利擁護支援の必要性
- 3 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要
- 4 地域連携ネットワークづくりに関する取組等

# 1

## ・成年後見制度利用促進法と第一期計画について

厚生労働省



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 成年後見制度の誕生

#### ・「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で 契約を支援するシステムが必要となった

- 「介護保険制度の車の両輪」(平成12(2000)年)
- ・ 行政処分として介護・福祉サービスを導入(措置)

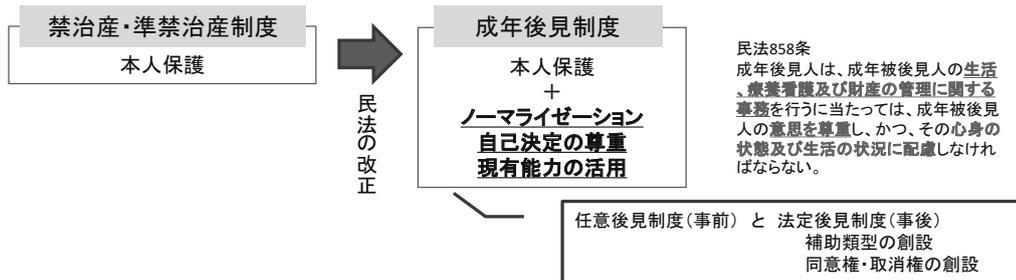
平成5(1993)年障害者基本法改正  
平成7(1995)年障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)



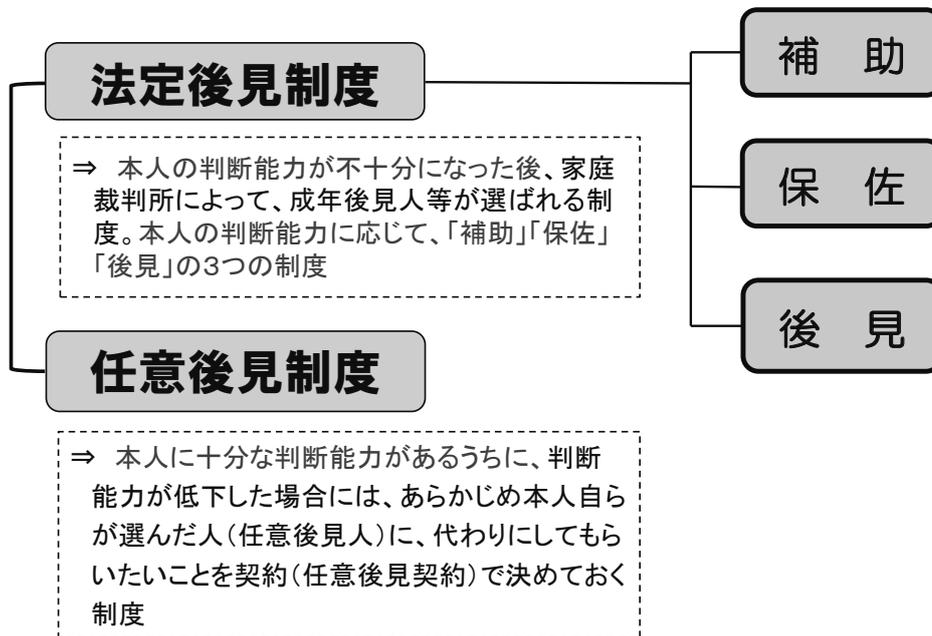
- ・ 介護・福祉サービスが、自己選択、自己決定、自己責任の契約によって利用するサービスへ

#### 判断能力の低下のある人への契約支援システムが必要

日常生活自立支援事業・・・社会福祉協議会によるサービスとして誕生  
成年後見制度・・・民法の禁治産制度・準禁治産制度を改正した司法制度



## 成年後見制度の枠組み



4

## 類型ごとの支援内容

	補助	保佐	後見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所が定める行為 (※2)	・借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為 ・申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
代理できる行為 (※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 日常生活に関する行為(日用品の購入など)は取り消すことができない

※2 民法13条1項記載の行為の一部に限られる

※3 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要

5

## 市町村長申立が規定(老人福祉法等の改正)

### ・「民法の改正」による成年後見制度の誕生 + 各福祉法の改正(平成12年)

- ・老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に**市町村長申立が規定**

老人福祉法32条

知的障害者福祉法28条

精神保健福祉法51条の11の2

「その福祉を図るため  
特に必要があると認めるとき」

地方自治法 1条の2  
地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。

成年後見制度を必要とする人が利用できるようにする市町村長申立の創設は、介護・福祉サービスの契約への支援という意味では、憲法第25条健康で文化的な最低限度の生活の保障であり、本人の財産をつかって本人らしい生活を支援するという意味では、憲法第13条個人の幸福追求権の保障でもある。

- ・平成12年3月30日 障障発第11号、障精21号、老計13号
  - …4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村長申立を行う
  - ↓ 煩雑な手続きの簡素化
- ・平成17年7月29日 障障発第0729001号等通知
  - …一部改正 2親等以内親族の有無の確認
  - 3親等又は4親等の親族があつて審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立では行わないことが適当

### ・成年後見制度利用支援事業による助成

6

## 権利擁護業務・虐待防止における成年後見制度の活用

### ・地域包括支援センターや基幹相談支援センターの権利擁護

「地域包括支援センターの設置運営について」より

老計発第1018001号  
老振発第1018001号  
老老発第1018001号

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

障害福祉分野の基幹相談支援センターも  
総合相談・権利擁護業務を担う

### ・虐待防止法における市町村長申立・利用促進の規定

平成18年 高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
平成24年 障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

虐待防止

高齢者虐待防止法9条2項  
障害者虐待防止法9条3項

消費者被害防止

高齢者虐待防止法27条2項  
障害者虐待防止法43条2項

利用促進

高齢者虐待防止法28条  
障害者虐待防止法44条

7

## 後見等に係る体制の整備等(老人福祉法等の改正)

(後見等に係る体制の整備等)

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行  
(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)

※知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてもほぼ同様の規定あり

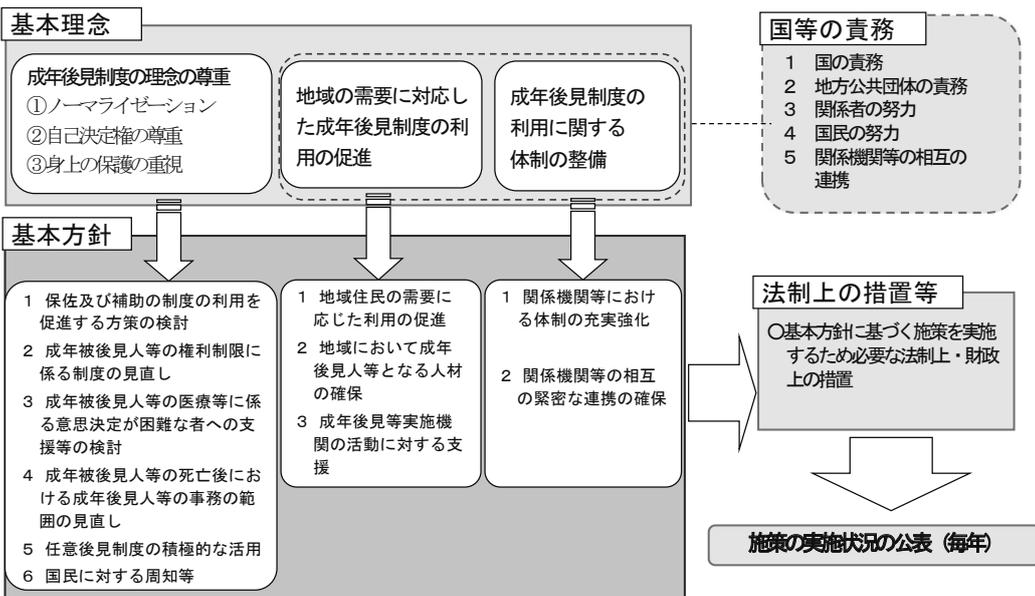
今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。



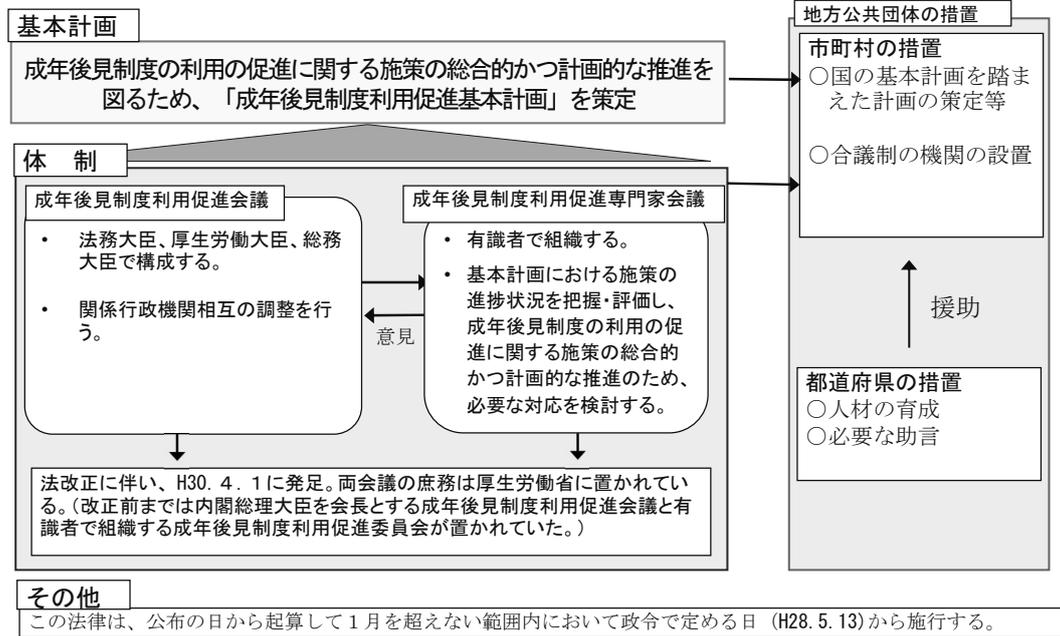
### 市民後見人の育成・活用

平成23年～26年は市民後見推進事業、平成27年からは権利擁護人材育成事業として実施

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律① (平成28年4月13日公布、5月13日施行、30年4月1日改正・施行)

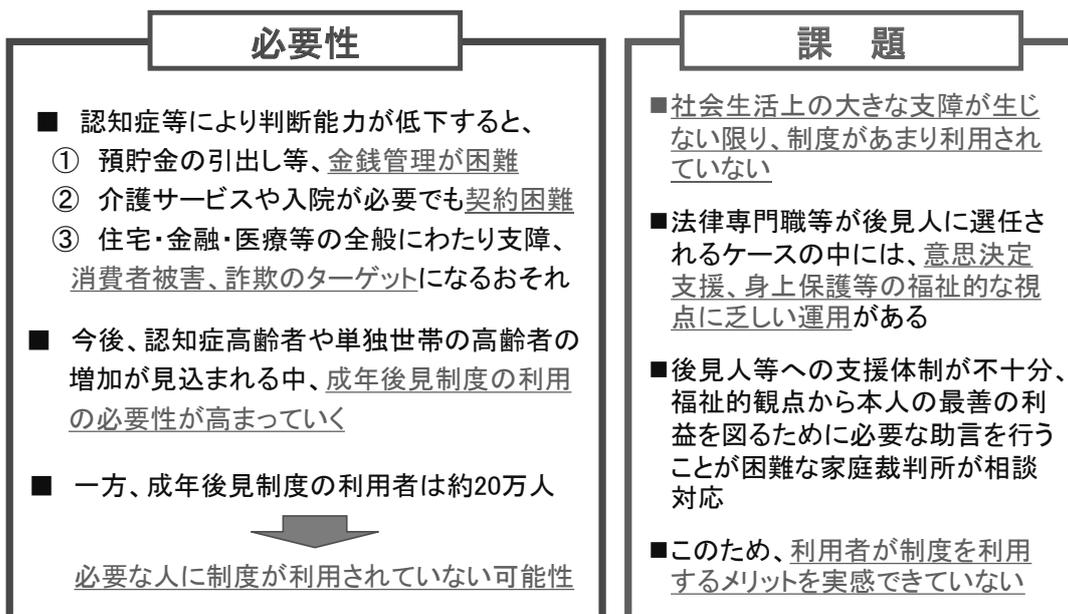


## 成年後見制度の利用の促進に関する法律② (平成28年4月13日公布、5月13日施行、30年4月1日改正・施行)



10

### 第一期成年後見制度利用促進基本計画について話し合われたこと



11

## 第一期成年後見制度利用促進基本計画について

### <経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

### <計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
  - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
  - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

12

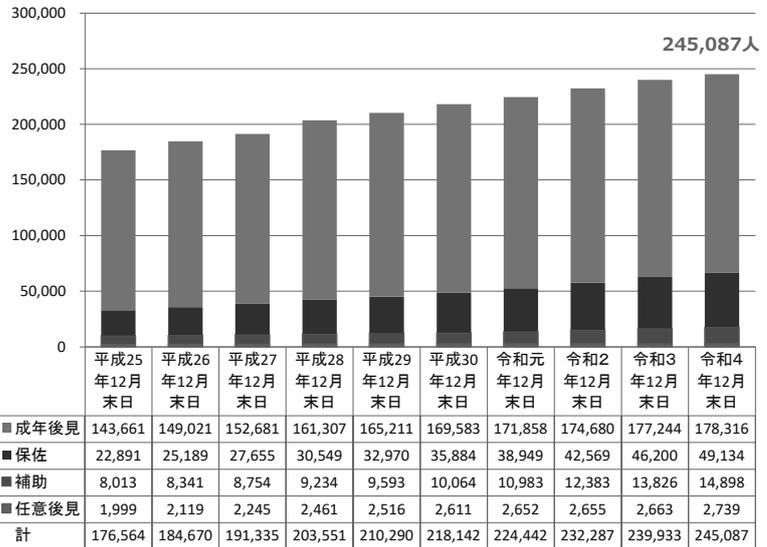
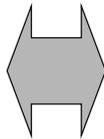
- 成年後見制度の利用状況と権利擁護支援の必要性

## 成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。**

＜成年後見制度の利用状況 ※5＞

- ＜認知症者数 ※1＞  
約600万人(推計値:令和2年)
- ＜軽度認知障害 ※2＞  
約400万人(推計値:平成24年)
- ＜知的障害者数(在宅) ※3＞  
約 96万人(平成28年)
- ＜精神障害者数(外来) ※4＞  
約389万人(平成29年)



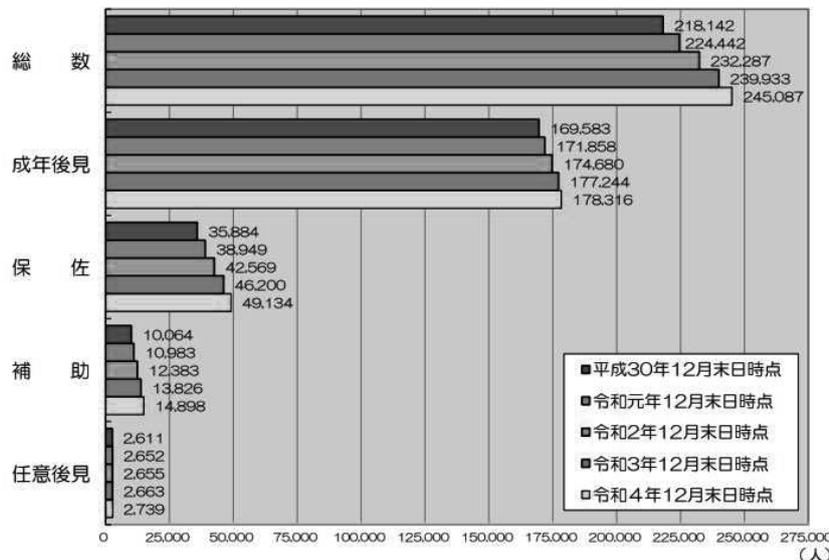
※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治)  
 ※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 朝田隆)  
 ※3 厚生労働省「生活のしづらなどに関する調査」  
 ※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※5 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

14

## 成年後見制度の申立件数について

- 令和4年12月末日時点における、成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で245,087人(前年は239,933人)であり、対前年比約2.1%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は178,316人(前年は177,244人)であり、対前年比約0.6%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は49,134人(前年は46,200人)であり、対前年比約6.4%の増加となっている。
- 補助の利用者数は14,898人(前年は13,826人)であり、対前年比約7.8%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,739人(前年は2,663人)であり、対前年比約2.9%の増加となっている。



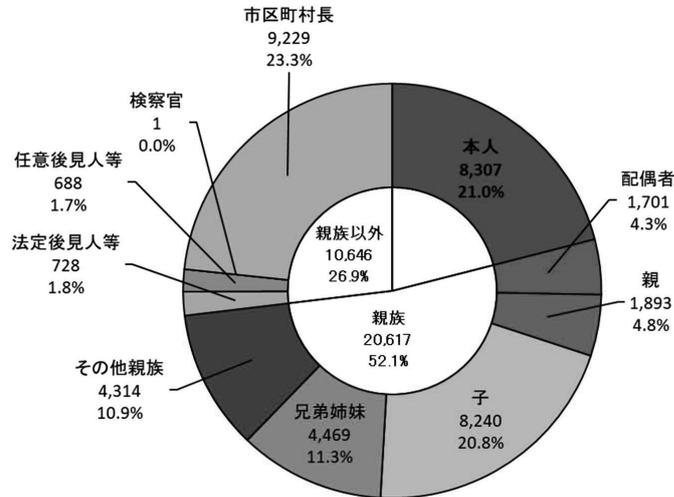
※各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

(出典)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 一令和3年1月～12月」

15

## 申立人と本人との関係別件数(令和4年)

○ 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.3%を占め、次いで本人(約21.0%)、本人の子(約20.8%)の順となっている。

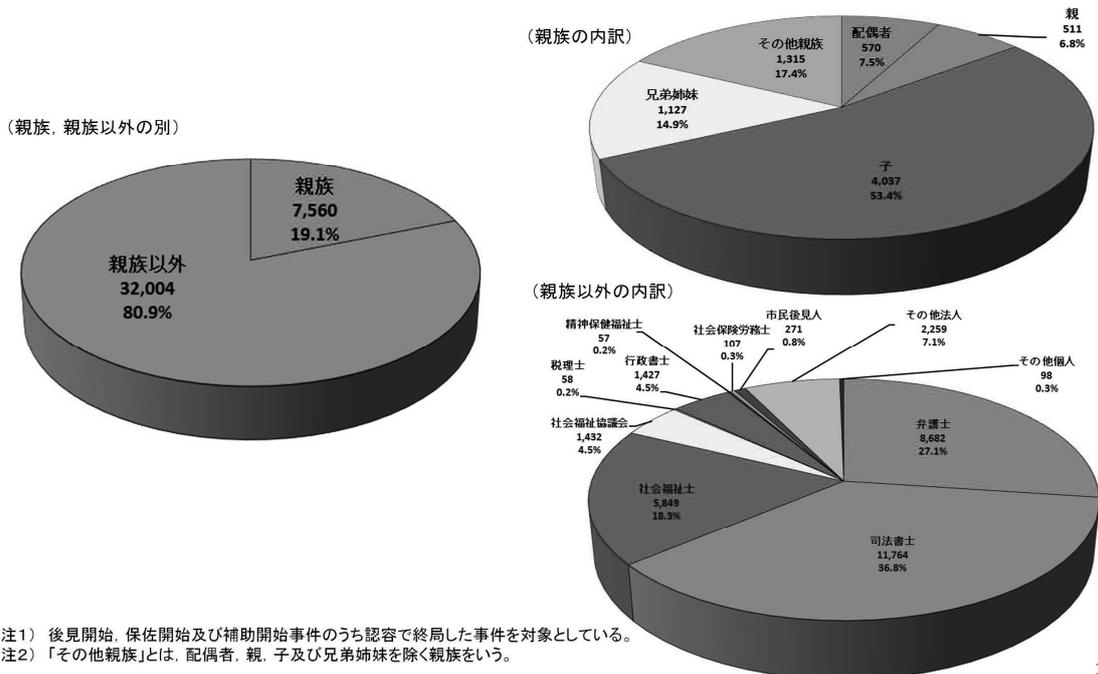


(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。  
 (注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

16

## 成年後見人等と本人との関係別件数(令和4年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが7,560件(全体の約19.1%)、親族以外の第三者が選任されたものが32,004件(全体の約80.9%)となっている。

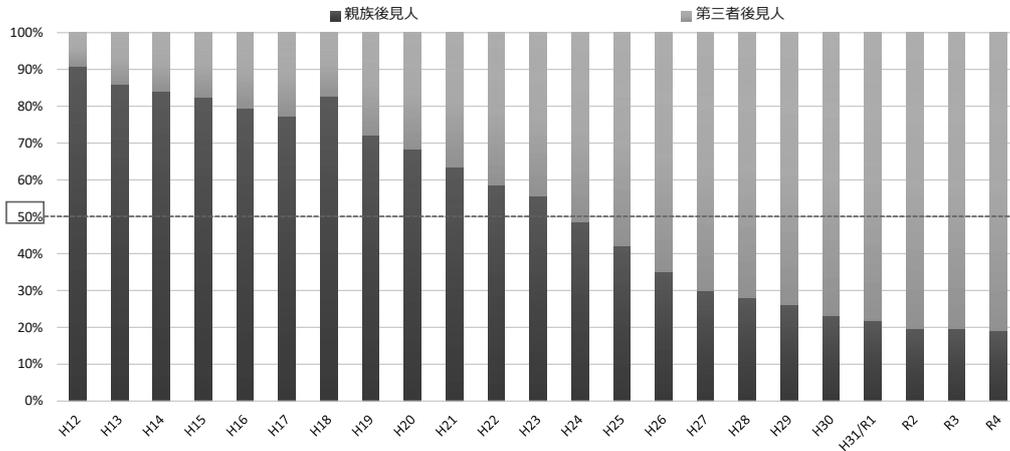


(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。  
 (注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

17

## 親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移について

- 成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係性について、親族後見人(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が後見人に選任される割合は、減少傾向にある。
- 平成24年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続している。



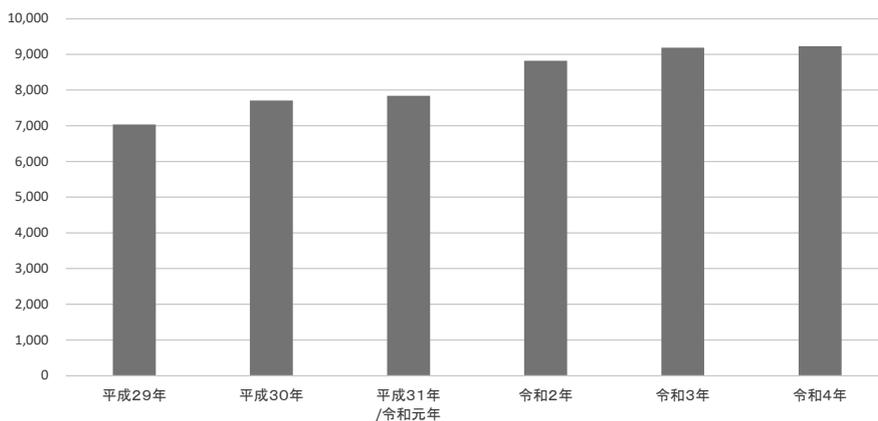
(%)	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
親族後見人	90.9	85.9	84.1	82.5	79.5	77.4	82.9	72.2	68.5	63.5	58.6	55.6	48.5	42.2	35.0	29.9	28.1	26.2	23.2	21.8	19.7	19.8	19.1
第三者後見人	9.1	14.1	15.9	17.5	20.5	22.6	17.2	27.7	31.5	36.5	41.4	44.4	51.5	57.8	65.0	70.1	71.9	73.8	76.8	78.2	80.3	80.2	80.9

(出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。  
 ※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。  
 ※統計期間がH12～19までは年度(4～3月)であるが、H20以降は暦年(1～12月)であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

18

## 市区町村長申立件数の推移(平成29年～令和4年)

- 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和4年は全体の約23.3%となっている。



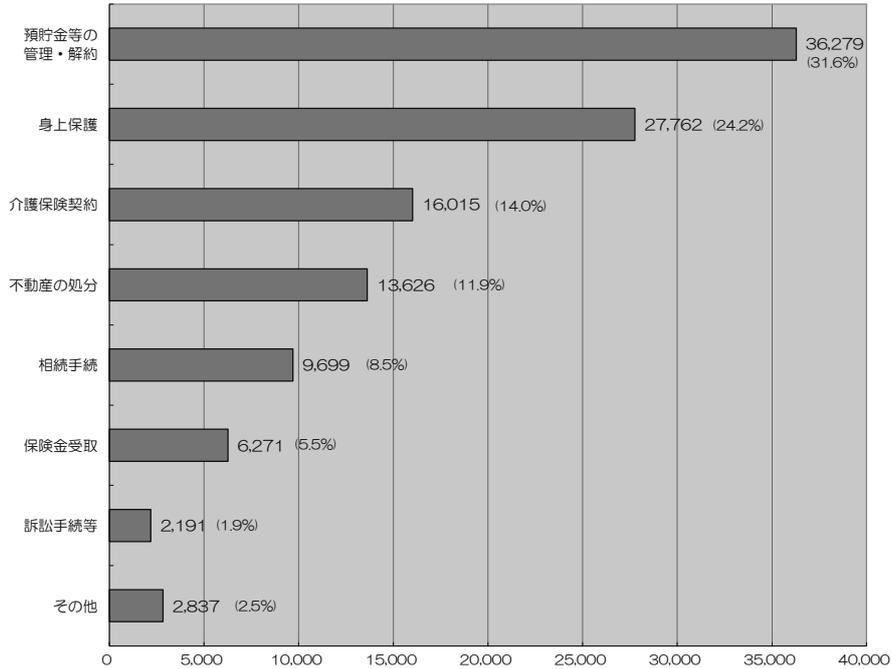
	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市区町村長申立件数	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229
総数に占める割合	19.8%	21.3%	22.0%	23.9%	23.3%	23.3%
総数	35,486	36,186	35,640	36,858	39,361	39,570

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

19

## 申立ての動機別件数(令和4年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

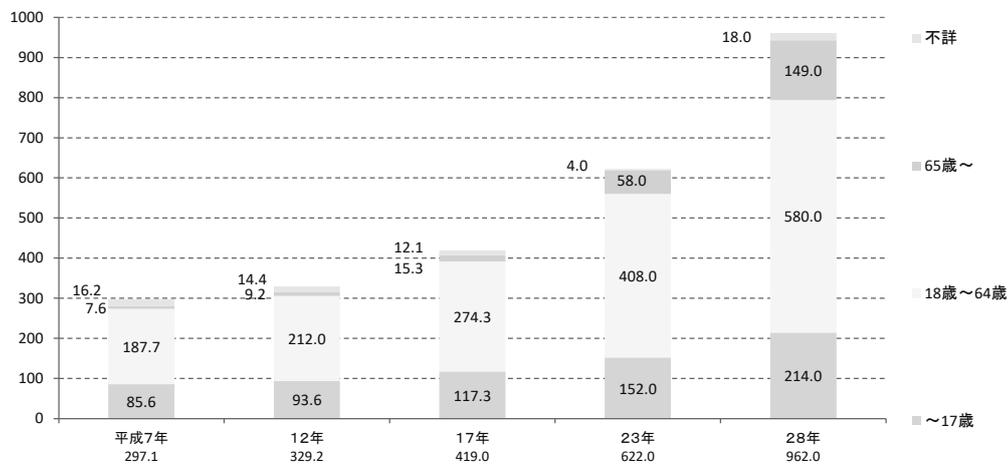
(件)

20

## 年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))

○ 知的障害者の推移をみると、平成23年と比較して約34万人増加した。

単位:千人

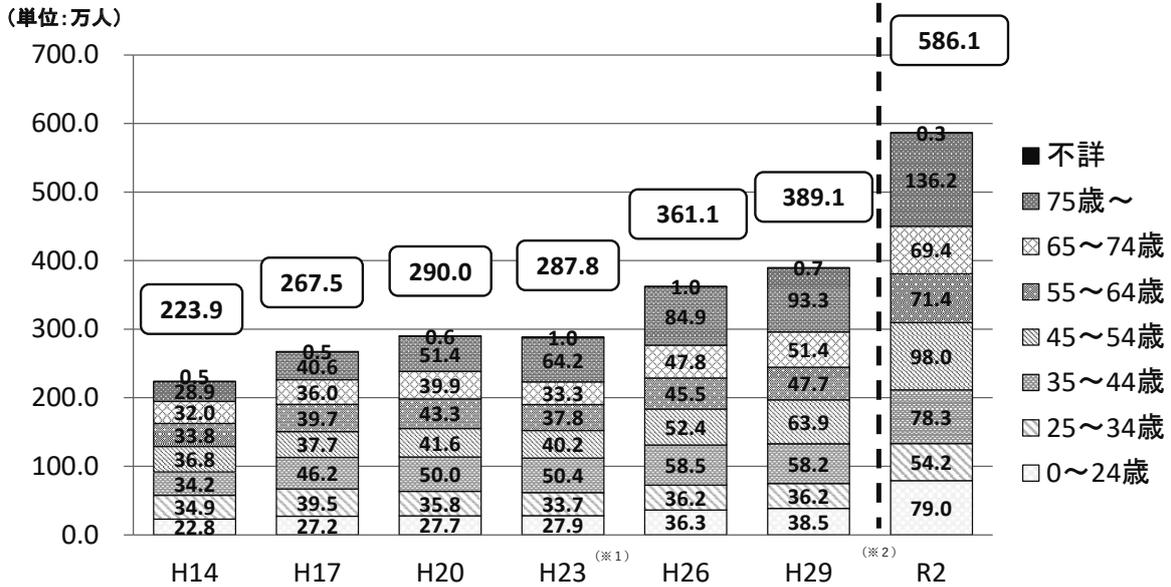


資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(～平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年～)

21

## 精神疾患を有する外来患者数の推移(年齢階級別内訳)

○ 外来の年齢階層別精神障害者数の推移について、令和2年においては、精神障害者総数586万1千人のうち、25歳未満79万人(13.5%)、25歳以上65歳未満301万9千人(51.5%)、65歳以上205万6千人(35.1%)となっている。



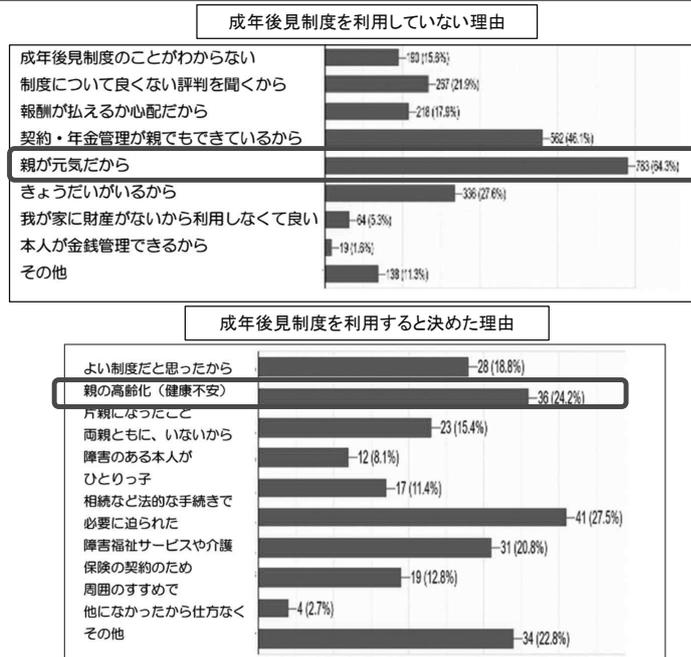
※1) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

※2) R2年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(H29年までは31日以上を除外していたが、R2年からは99日以上を除外して算出)。

資料：厚生労働省「患者調査」より作成

## 親亡き後の問題

- 全国育成会連合会の令和3年5月の会員へのアンケート調査では、障害のある知的障害者が「成年後見制度を利用していない理由」(回答1,217人)は、「親が元気だから」が最多で、64.3%(783人)。
- 一方で「利用している人」151人に「成年後見制度を利用すると決めた理由」を尋ねたところ(回答149人)、最多が「相続など法的な手続きが必要に迫られた」が27.5%(41人)、ついで「親の高齢化(健康不安)」が24.2%(36人)。
- 障害者の高齢化、その親の高齢化に伴い、知的障害者の「親亡き後」問題が一気に増大していくことが推定される。



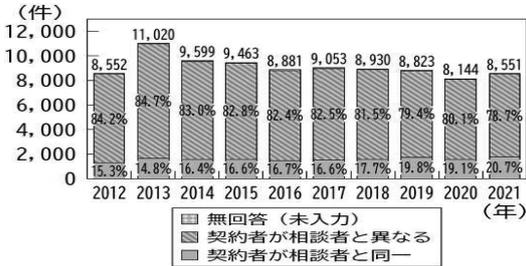
(出所) (一社)全国手をつなぐ育成会連合会 令和3年5月会員アンケートより

## 認知症高齢者、障害者の消費生活相談の現状

- 認知症高齢者、障害者ともに、消費生活相談は本人以外から寄せられる場合が多い。
- 当事者が被害に遭っていることに気づきにくいという特徴があり、身寄りがない(頼れない)場合には、被害そのものが顕在化しにくい。

図表 I-1-3-9

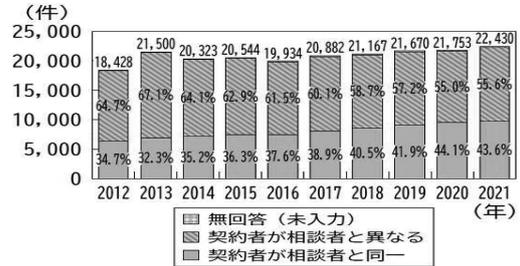
認知症等の高齢者の消費生活相談件数の推移



(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2022年3月31日までの登録分)。  
2. 契約当事者が65歳以上の「判断不十分者契約」に関する相談。

図表 I-1-3-10

障害者等の消費生活相談件数の推移



(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2022年3月31日までの登録分)。  
2. 「心身障害者関連」又は「判断不十分者契約」に関する相談。

(出所)「令和4年版消費者白書」

65歳以上の高齢者の相談1件当たりの平均既支払金額は、65歳未満の3倍。  
65歳以上の高齢者の平均額は150.9万円。総額では950億円と、全体の52.8%を占めている。

障害者に関する相談は、10年間で1.5倍に増加している。

消費者庁「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りブック」(2020年4月)より

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

### I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

#### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

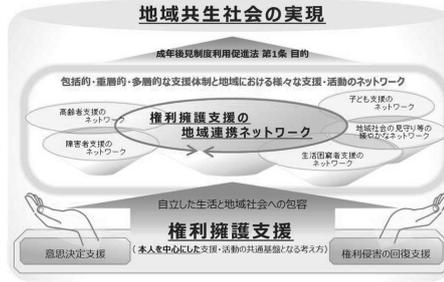
・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

#### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

#### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



### II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- 総合的な権利擁護支援策の充実
  - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

#### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- 不正防止の徹底と利用しやすい調和等
- 各種手続における後見業務の円滑化等

#### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- 包括的・多層的な支援体制の構築

#### 4 優先して取り組む事項

- 任意後見制度の利用促進
- 担い手の確保・育成等の推進
- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- 地方公共団体による行政計画等の策定
- 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

26

## 第二期成年後見制度利用促進計画における 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

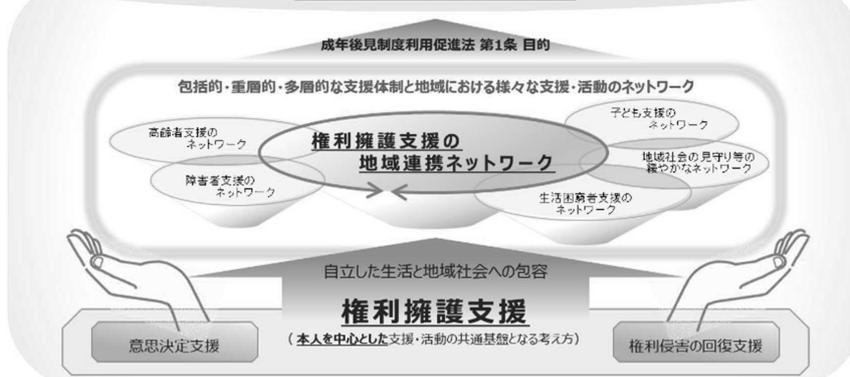
#### 権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤である。

#### 成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

### 地域共生社会の実現



27

## 1 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

### (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

#### 制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

#### 市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

#### 日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

#### 新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

#### 都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

28

## 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

### ○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- ・ 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

### ○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- ・ 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

### ○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- ・ 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

29

## 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

### ○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- ・ 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- ・ 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- ・ 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- ・ 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

### ○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受前や養成段階から進めることが期待される。
- ・ 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

### ○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

30

## 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり～方向性と進め方～

○ 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

○ 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく。

### ネットワークづくりの方向性

#### 「包括的」なネットワーク

- 権利擁護に関する様々な既存の仕組み（地域包括ケアや虐待防止など）や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携

#### 「多層的」なネットワーク

- 圏域などの複数市町村単位や都道府県単位の仕組みを重ねあわせた「多層的」なネットワークづくり

### ネットワークづくりの進め方

#### 早期に取組むこと

- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進

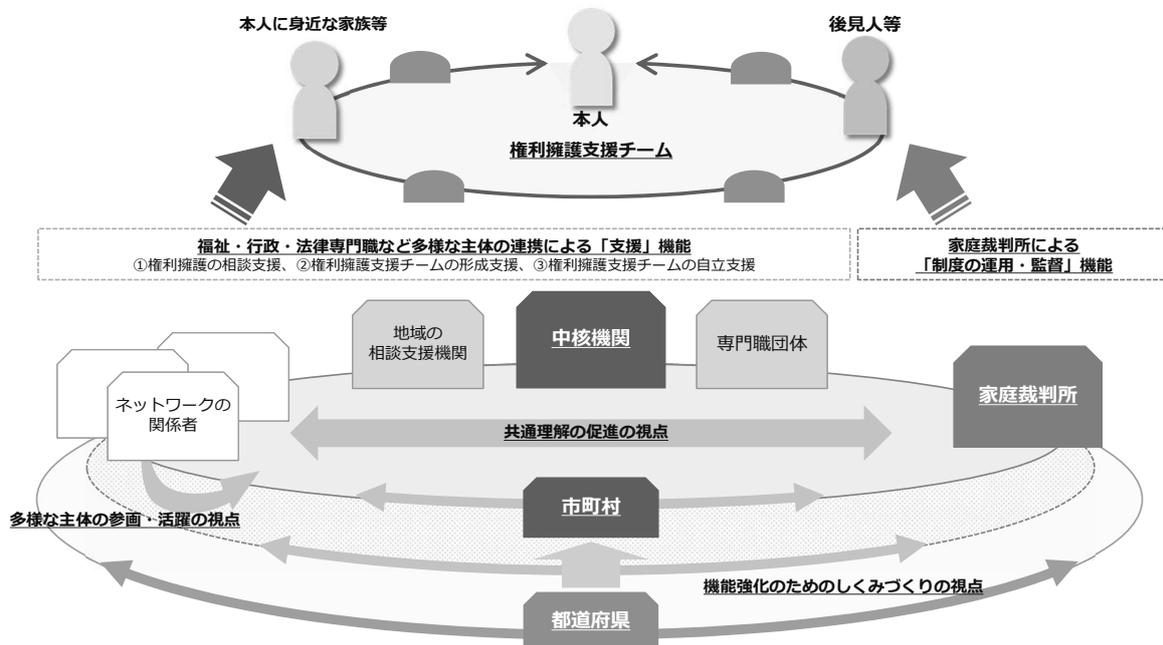
#### 広報・相談を行う中核機関を整備している場合

- 受任者調整や後見人選任後の支援へ取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県も主体的に取り組むことが重要

31

## 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



32

## 第二期計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関

- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。
- 地域の実情に応じて、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 国は成年後見制度等の見直しの検討に併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

### 第二期計画における中核機関の役割

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確認しつつ、様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う。
- 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営等をを行い、関係者のコーディネートをを行う。

### 第一期計画における中核機関の整備

- これまで、市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進を行ってきた。

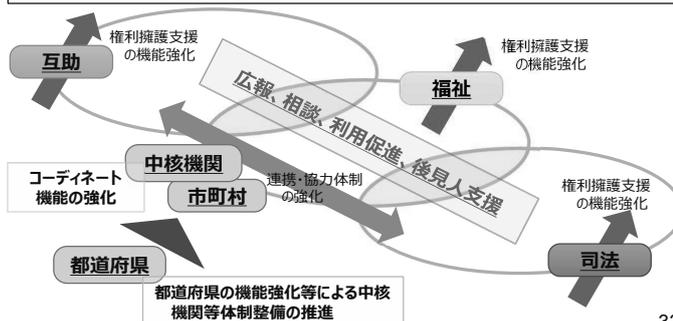
広報、相談が中心  
中核機関  
市町村

#### 課題

- 中核機関を中心としたスキームであるため、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
- 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

### 第二期計画における中核機関のイメージ

- 中核機関がコーディネート機能を発揮できるよう、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの各主体の機能強化や連携・協力体制の強化を行う。また、都道府県の機能強化により中核機関の体制整備を推進する。



33

## 第二期計画における市町村による協議会

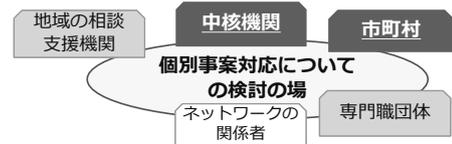
- 協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

### 市町村による協議会

三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施

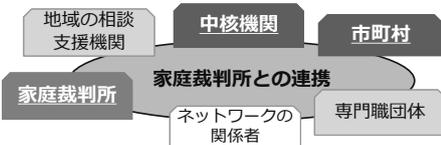
#### a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

個別事案対応における3つの場面（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後）において「権利擁護の相談支援機能」（旧相談機能）、「権利擁護支援チームの形成支援機能」（旧利用促進機能の受任者調整）、「権利擁護支援チームの自立支援機能」（旧後見人支援機能）の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。



#### b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。



#### c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域課題への取組について協議する場。既存の仕組みを活用できる。



34

## 第二期計画における都道府県による協議会

- 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

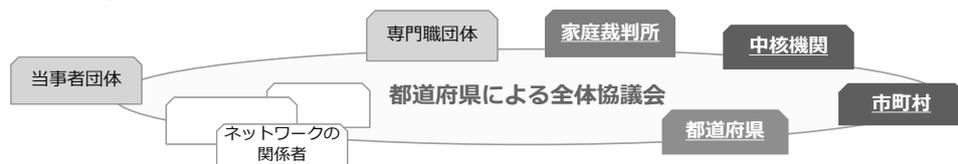
### 都道府県による協議会

#### 全体協議会で取り組むことが想定される内容

- ・担い手を確保・育成するための方針策定
- ・管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・市町村、中核機関や法人後見実施団体等、交流の機会の支援

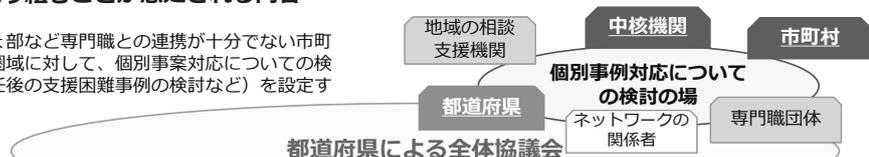


取組方針の策定へ



#### 圏域単位での協議会で取り組むことが想定される内容

人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援として、一定の圏域に対して、個別事案対応についての検討の場（受任者調整や後見人選任後の支援困難事例の検討など）を設定することが考えられる。



35

## 【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面对応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<b>①「権利擁護の相談支援」機能</b> ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	<b>①「制度利用の案内」の機能</b> ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールによる手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<b>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</b> ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづかっていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人候補者や選任形態の検討・マッチング）	<b>②「適切な選任形態の判断」の機能</b> ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後の場面（後見人の選任後）	<b>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</b> ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	<b>③「適切な後見事務の確保」の機能</b> ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

36

## 【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組む必要がある。（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「**共通理解の促進**」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「**多様な主体の参画・活躍**」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「**機能強化のためのしくみづくり**」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	・ 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） ・ 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	・ 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 ・ 中核機関と各相談支援機関との連携強化	・ 各相談支援機関等の連携のしくみづくり ・ 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで） 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	・ 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	・ 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 ・ 専門職団体による専門職後見人の育成	・ 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり ・ 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後の場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	・ 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	・ 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 ・ 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	・ 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 ・ 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

37

## 4 優先して取り組む事項

### ○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

### ○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

38

## 4 優先して取り組む事項

### ○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

### ○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

### ○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

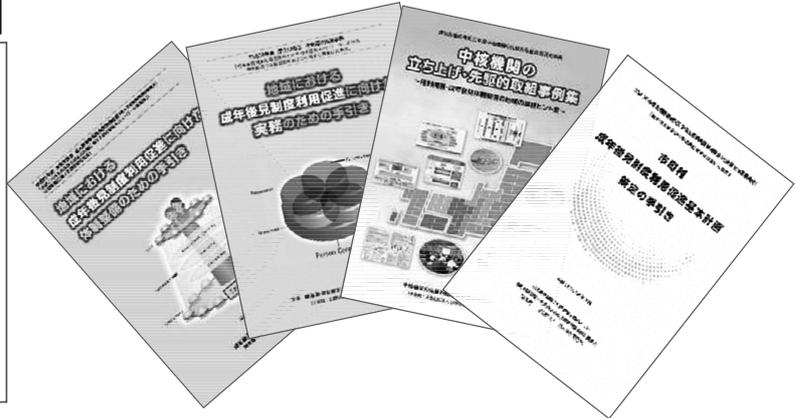
39

## 第二期計画における市町村の役割

- 市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。
- 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。

### 役割

- 地域連携ネットワークづくり（包括的）  
（協議会及び中核機関の整備・運営）
- 権利侵害回復支援における主体的取組
- 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- 担い手の育成・活躍支援  
→ 都道府県と協働
- 市町村計画の策定



40

## 市町村による行政計画の策定

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。
- 市町村は「包括的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

### 盛り込むことが望ましい内容

<目的>  
地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>  
権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>  
・中核機関及び協議会の整備・運営の方針  
・地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針  
・地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針  
・市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進の方針

### 策定方法

#### 法定計画への盛り込み

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法

#### 単体計画での策定

単体の計画として策定する方法

- ★協議会などにおいて、計画に当事者の声を反映し、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ★家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。
- ★中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくと、連携・協力体制が構築される。
- ★計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

41

## 都道府県による取組方針の策定

- 都道府県は「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

### 盛り込むことが望ましい内容

基本

<目的>  
地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>  
権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

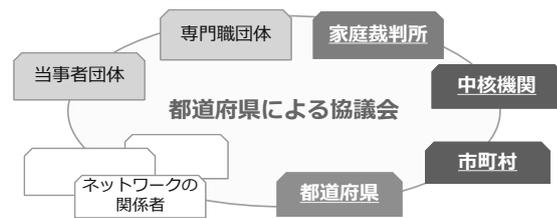
<具体的内容>  
・都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針  
・担い手の確保の方針  
・市町村に対する体制整備支援の方針

できれば

・市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

### 策定方法

#### 都道府県協議会で協議した内容を簡潔に整理



まずは

#### 既存の法定計画に取組方針を盛り込む

例) 都道府県地域福祉支援計画など

できれば

42

## 第二期計画の工程表とKPI①

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
		任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		
担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しを検討		都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

43

## 第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値 目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 等 向 け た 検 査	制度等 の見直し に向けた 検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
		総合的な権利擁護支援策の充実	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・ 全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・ 都道府県による意思決定支援研修の実施	—	都道府県による研修の継続実施				
	・ 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・ 基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	・ 保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発	—					
適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
・ 柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討					
・ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	地域生活支援事業等の早期の検討					
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討					
・ 後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
・ 保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・ 全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知				
	・ 制度や相談窓口の周知	—	市町村による周知の継続				
	・ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・ 全1,741市町村	市町村による中核機関の整備				
	・ 後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・ 包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・ 包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

### ・ 地域連携ネットワークづくりに関する取組等

4

## 地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

令和5年3月29日  
専門家会議資料

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関の整備や市町村計画の策定といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 引き続き、これらの取組を進めるとともに、第二期計画でKPIが掲げられた都道府県の機能強化や担い手の確保・育成等に資する取組のさらなる推進も行う。

### 市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① 市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修の実施（令和元年度～）。
- ② 市町村の実践例を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度～）。
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」を全社協に開設（令和2年度～）。
- ④ 市町村職員等が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト（成年後見はわかり）」を開設（令和2年度～）。
- ⑤ 「体制整備の手引き」「実務の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援ガイド」の作成（平成29年度～）。
- ⑥ 市町村等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～令和4年度で、第31号まで発行）。

### 第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を発出。
- ② 都道府県の機能強化を図るための研修カリキュラム等の作成（令和3年度）と、都道府県の取組を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として「都道府県交流会」の実施（令和4年度～）。
- ③ 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の実施（令和2～3年度）。また、厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方の整理などを行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ④ 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討を行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ⑤ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しの検討（令和4年度）などの実施。
- ⑥ 全国で成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための留意事項の整理に向けた現状や未実施理由の把握などの実施（令和4年度）。
- ⑦ 市町村長申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方の通知発出（令和3年度）とフォローアップ（令和4年度）などの実施。

## 成年後見制度利用促進体制整備研修の実施【令和元年度～】

令和5年3月29日  
専門家会議資料

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修を実施。
- 令和元年～4年度の4か年で、**延べ6,286名が研修を受講**（基礎研修：延べ3,228名、応用研修：延べ2,535名、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修：延べ523名が受講）。
- 令和2年度からはオンラインで実施にしたことにより、中山間地や島しょ部等からの参加者数が増加。また、令和4年度は基礎研修について、ライブ配信を2回開催したほか、ライブ配信の収録動画を視聴可能なコースも設けたことで参加者数が増加。第二期基本計画策定を受け、都道府県の支援体制強化のため、都道府県等職員向け研修の内容の充実を図り、参加者数も増加。

	基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修	
対象	市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、希望する市町村、中核機関等の職員	
手法等（R4）	・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間×2回） ※別途、ライブ配信日の受講が難しい向けコース（ライブ配信の収録動画を視聴して受講）を設定	・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間）	・オンデマンド配信 ・ライブ配信（対象別演習1日×3回、総合演習1日） ・意思決定支援指導者養成研修（2H×5日間）	
内容等	○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。	○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。	○ R4～都道府県の支援体制強化のため内容を充実。都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備、権利擁護支援）各役割を理解することを目的として実施。 ○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。 ○ 意思決定支援指導者養成研修 各ガイドラインの講義と演習を実施。	
延べ受講者数	R元	651名	447名	81名
	R2	1,058名	881名	104名
	R3	355名	556名	115名
	R4	1,164名 (うち ライブ配信日の受講が難しい向け 466名)	651名	310名 (うち 意思決定支援指導者養成研修 87名)
	合計	3,228名	2,535名	610名

※R2～R4については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

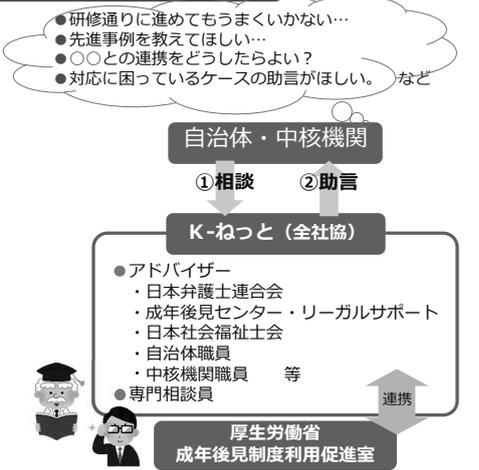


# 権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営【令和2年度～】

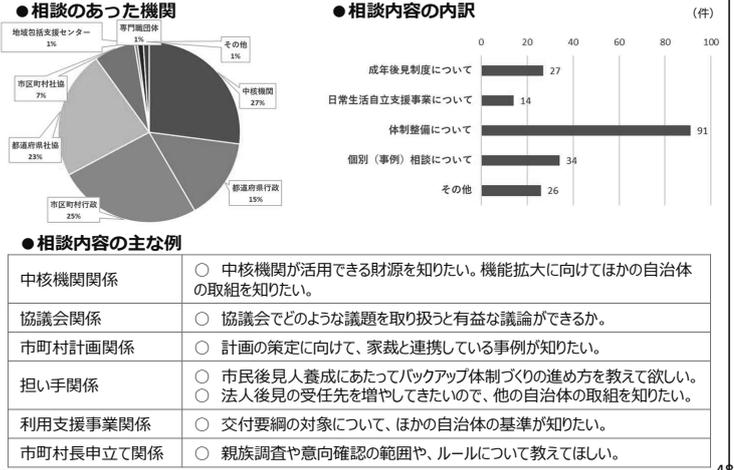
令和5年3月29日  
 専門家会議資料

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- **相談実績**（R4.4.1～R5.1.31）**192件**（うち、電話相談 84%（162件）、メール相談 16%（30件））となっている。
- K-ねっとに寄せられる相談は、中核機関と市区町村行政からのものが多い。相談内容は、体制整備についてが47%（91件）と最も多く、以下、個別事例の対応についてが18%（34件）、成年後見制度についてが14%（27件）の順になっている。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年開催している。令和4年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,184名であった。

## ◆ K-ねっとの実施スキーム



## ◆ K-ねっとの相談実績等（令和5年1月末時点）



# 成年後見制度利用促進ポータルサイト（成年後見はやわかり）の運営等 各種広報・周知の実施【令和2年度～】

令和5年3月29日  
 専門家会議資料

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
- サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和4年度は、担い手育成の重要性を伝える冊子・チラシを制作し、全国の自治体等に展開。市民後見人・法人後見人の活動動画をポータルサイトで公開。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：553,897回（令和3年4月～令和4年3月）

啓発のための冊子 →



## ◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：https://guardianship.mhlw.go.jp/）



# 成年後見制度利用促進現状調査等事業の概要

○ 意思決定支援に関しては、様々な分野におけるガイドラインが存在する中で、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成した。分野を超えて意思決定を支援する人々を対象としており、多様な研修に組み込み、意思決定支援の浸透を図る。



**意思決定支援の基本的考え方**  
～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

**この研修資料の使い方**

- この研修資料は、「意思決定支援」に共通する基本的な考え方や実践方法について知り、本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」そのほかのあらゆる場面で活用していくことを目的として作成しました。
- この研修の対象者は、このような本人と本人の人生「LIFE(生活、人生、生命)」にかかわるすべての人を対象としています。
- 「私の人生を私として生きる。」だれもが「私の人生の主人公は、私」です。
- それはかわる人の理解があっても、実践できるものと考えられます。

**1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと**

「私(本人)」の視点から考える  
時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。

意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、「私(本人)」の視点に立ちます。

## 担い手の確保・育成等の推進

令和5年3月29日  
専門家会議資料

○ 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、全国どの地域においても専門職後見人のみならず、市民後見人や法人後見による支援が受けられるよう、以下の取組により担い手の確保・育成等の推進を図る。

- ◆ **市民後見人の育成**

○ 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、市民後見人養成研修カリキュラムの見直しや、養成研修修了者の活躍策の検討を行う旨、記載されたことを踏まえ、令和4年度老人保健健康増進等事業において、**市民後見人養成のための基本カリキュラムの改訂**の検討、地域において広く権利擁護の支援を行っている**市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策**の検討を行っており、今後、これらの結果について周知を行う予定である。
- ◆ **法人後見の担い手の育成**

○ 令和5年度予算案において、新たに**都道府県による法人後見養成研修事業を国庫補助対象に追加**するとともに、令和5年2月に都道府県に対し**法人後見研修の実施の働きかけや「研修カリキュラム」の周知等**を行った。  
引き続き、都道府県による担い手育成方針の策定や法人後見研修の実施等法人後見の担い手確保の取組を推進していく。

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

**市民後見人の養成に関する実施状況**

■ ①令和4年度に実施(予定を含む)  
■ ②未実施

① 429 (24.6%)  
② 1,312 (75.4%)

市町村数: 1,741

**市民後見人の養成者数**

■ **市民後見人の養成者数合計**  
178,004名 → 2万1,476名  
(令和4年4月1日時点までの集計)

うち成年後見人等の受任者数  
1,577名 → 1,716名

法人後見の支援員  
2,199名 → 2,375名

日常生活自立支援事業の生活支援員  
2,820名 → 2,881名

(令和4年4月1日時点)

厚生労働省「令和4年度成年後見制度利用促進策に関する数値状況速報書」(令和4年10月1日現在)

**法人後見支援事業の実施状況(令和3年度)**

■ A 実施した  
■ B 未実施

A 166自治体 (10%)  
B 1,575自治体 (90%)

市町村数: 1,741

**市町村が把握している後見を実施している法人数の内訳**

■ **法人後見を実施している法人数合計** ※1  
1,028法人 → **1,136法人**

※2 うち市町村社協及び社協以外の社会福祉法人  
712法人

NPO法人  
215法人

その他  
209法人

※1 調査日時点で市町村が把握している法人後見を実施している法人数で集計することに留意  
※2 内訳については、R3から把握

厚生労働省「令和3年度成年後見制度利用促進策に関する数値状況速報書」(令和4年4月1日時点)

(参考) 都道府県の取組状況: 令和4年度に、法人後見推進のための研修実施団体は18自治体 (38.3%)  
厚生労働省「令和3年度成年後見制度利用促進策に関する数値状況速報書」(令和4年4月1日時点)

**◆ 権利擁護人材育成事業** (地域医療介護総合確保基金(介護分))

令和5年度予算案 137億円の内訳

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。  
(対象)(1)権利擁護人材の養成研修  
成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う市民後見人の養成研修  
(2)権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築  
市民後見人からの報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築

**◆ 法人後見支援事業** (地域生活支援事業費等補助金)

令和5年度予算案 507億円の内訳

後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図る。  
(対象)(1)法人後見実施のための研修 ※新たに都道府県を実施主体に追加  
(2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 市町村数: 1,741  
(3)法人後見の適正な活動のための支援  
(4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

## 成年後見制度利用支援事業の推進

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進**。

### ◆ 自治体への通知発出及び全国担当課長会議における周知

- 令和4年10月に「**成年後見制度利用支援事業の適切な実施について**」※を各都道府県・各市町村あて発出。同事業の対象として、市町村長申立以外の本人申立や親族申立費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、後見等監督人が選任される場合の報酬等を含むこと等について検討するよう周知。 ※令和4年10月17日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡
- 加えて、令和5年3月開催の**全国担当課長会議**において、上記について**再度周知**を行った。

### ◆ 調査研究の実施（老人保健健康増進等事業）

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、全国の成年後見制度利用支援事業の**実施状況や未実施理由等の把握**を行うとともに、**事業の推進につながる留意事項**について検討を行っており、今後、通知を発出予定である。

### （参考）成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

高齢者関係		障害者関係	
n=1,741 / R3.4 1,690自治体 / R4.4 1,699自治体		n=1,741 / R3.4 1,682自治体 / R4.4 1,703自治体	
・申立費用及び報酬両助成あり	1,575自治体・90.5% → 1,602自治体・92.0%	・申立費用及び報酬両助成あり	1,565自治体・89.9% → 1,605自治体・92.0%
・申立費用助成のみ	16自治体・0.9% → 11自治体・0.6%	・申立費用助成のみ	20自治体・1.1% → 15自治体・0.9%
・報酬助成のみ	99自治体・5.7% → 86自治体・4.9%	・報酬助成のみ	97自治体・5.6% → 83自治体・4.8%
・いずれもなし	51自治体・2.9% → 42自治体・2.4%	・いずれもなし	59自治体・3.4% → 38自治体・2.2%

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R4.4	1,699	1,116	1,095	880	1,699	1,685	1,683	21	1,678
R3.4	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667
R2.4	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588

出典：成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（令和4年度速報値） 52

## 市町村長申立ての適切な実施

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善**を図っていく。

### ◆ 市町村長申立基準等の周知

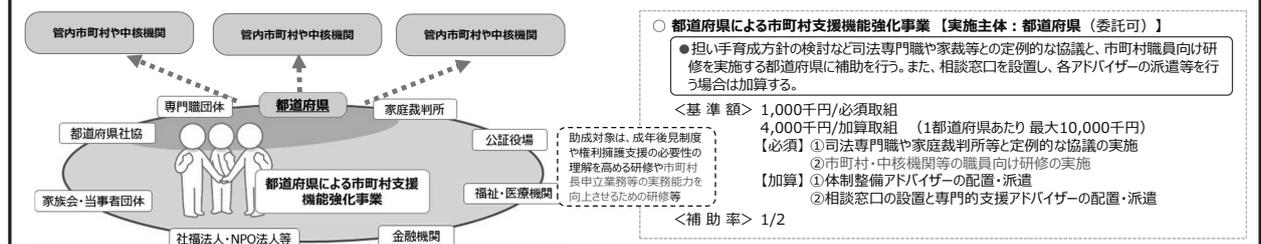
- 令和3年11月に各都道府県・各市町村あて発出した市町村長申立基準に係る通知について、令和5年3月開催の**全国担当課長会議**において**再度周知**を行った。  
 ※令和3年11月26日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知

### ◆ 調査研究の実施（老人保健健康増進等事業）

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、**全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握**を行うとともに、**各自治体が参考となる好事例の収集**等を行っており、今後、通知を発出予定である。

### ◆ 市町村長申立て業務の実務能力の向上

- 令和4年度から、都道府県が**市町村・中核機関の職員等向けに実施する市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修に対する費用助成を開始**。（「都道府県による市町村支援機能強化事業」成年後見制度利用促進体制整備事業：令和5年度予算案4.0億円の内数）



# 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

令和5年度予算 98百万円

令和5年3月29日

専門家会議資料

- 総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、令和4年度から予算事業として実地している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じて、実践事例の把握や分析・検討を進めている。
- 初年度である令和4年度は10自治体が実施。令和5年度は実施自治体数を35自治体に拡大し、総合的な権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

## 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

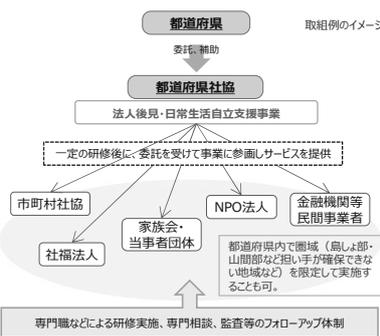
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円  
<補助率> 3/4

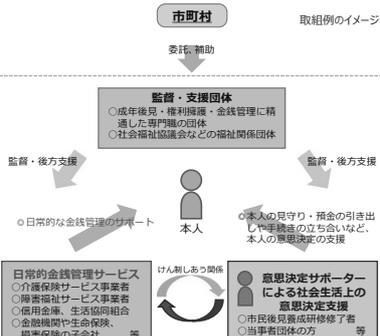
#### ① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



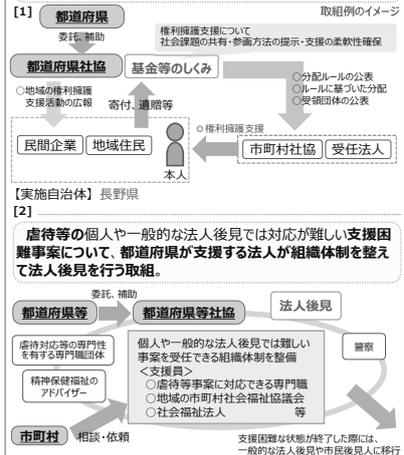
#### ② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。  
意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



#### ③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



54

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業研修カリキュラム作成・プレ研修実施

令和5年3月29日

専門家会議資料

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実や機能強化等に向けて、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体が、同事業を推進する上での検討事項や留意点の整理を通じて、同事業の実効性を高めることなどを目的として、以下の内容の調査事業を実施。
- 1. モデル事業実施自治体をはじめ各テーマの事業参画主体を対象とする研修カリキュラム・資料作成
  - (1) モデル事業を実施する市町村・都道府県職員等を対象とした研修カリキュラム・資料（作成にあたり実施自治体等へのヒアリング調査も実施）
  - (2) モデル事業の事業者等\*を対象とする研修カリキュラム・資料 \*日常的な金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体
- 2. 「1」で作成した研修カリキュラム・資料を用いた「プレ研修」の実施

## ◆ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業 プレ研修」実施概要

目的：モデル事業への関心を高めること、受講者アンケートを通じたR5年度実施予定の国研修プログラム策定に向けた検討課題の洗い出し

形式：オンライン配信（一部録画映像配信）+後日オンデマンド配信（R5.3.31まで）

対象：自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職等

日程	R5.2.1 総論	R5.2.3 モデル事業テーマ①	R5.2.8 モデル事業テーマ②	R5.2.9 モデル事業テーマ②	R5.2.10 モデル事業テーマ③
申込者数	415名	311名	471名	325名	263名
ねらい	・モデル事業の全体像、社会的背景の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけ、隣接する制度の説明、実践事例・報告を通じたモデル事業テーマ①の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけ、モデル事業テーマ②に関わる主体（日常的な金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体）に求められる役割や留意点の解説、実践報告を通じたモデル事業テーマ②の理解		・第2期計画におけるモデル事業の位置づけの説明、実践報告、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③の理解
講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>『持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と期待する効果』</li> <li>『身寄りのない方への支援と注意すべき観点～法的立場から～』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ①概要～民間企業等の参画を得て権利擁護支援の仕組みを構築する（法人後見、日常生活自立支援事業）～』</li> <li>『日常生活自立支援事業の概要と今後の担い手確保に向けて』</li> <li>『外部委託により日常生活自立支援事業を実施する上でのポイント』</li> <li>実施自治体による実践報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ②概要～日常的な金銭管理で地域生活における意思決定を支援する～』</li> <li>『意思決定支援の重要性～地域で生活を続けるために～』</li> <li>『意思決定サポーターによる意思決定支援の実践とそのバックアップ』</li> <li>『意思決定支援を踏まえた日常的な金銭管理とそのバックアップ』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『監督・支援団体による事業者・意思決定サポーターへの支援監督～「司法へのつなぎ」も意識しながら～』</li> <li>実施自治体による実践報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ③-1概要～寄付等の活用による多様な主体の参画～』</li> <li>モデル事業実施自治体の実践報告</li> <li>『テーマ③-2概要～公的関与による法人後見の実施～』</li> <li>『公的関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性』</li> </ul>

55

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

令和5年3月29日  
専門家会議資料

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R4.4時点)
優先して取り組む事項 ※3	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		任意後見制度の周知・広報 <b>1,031 / 1,741市町村</b> <b>50 / 50法務局・地方法務局</b> (R5.2時点) <b>286 / 286公証役場</b> (R5.2時点)
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しを検討		都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成の方針の策定		担い手の育成の方針の策定 <b>2 / 47都道府県</b>  市民後見人養成研修の実施 <b>15 / 47都道府県</b>  法人後見実施のための研修の実施 <b>18 / 47都道府県</b>
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		市町村長申立てに関する研修の実施 <b>30 / 47都道府県</b> 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用636 / 1,741市町村 報酬 746 / 1,741市町村 障害者関係 申立費用632 / 1,741市町村 報酬 730 / 1,741市町村
	<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定、必要な見直し		策定状況等のフォローアップ		市町村による計画策定、必要な見直し <b>1,094 / 1,741市町村</b>
	<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等の協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営		都道府県による協議会設置 <b>19 / 47都道府県</b>
			全国で適切に実施する方策の検討		市町村による実施		
		市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施					

56

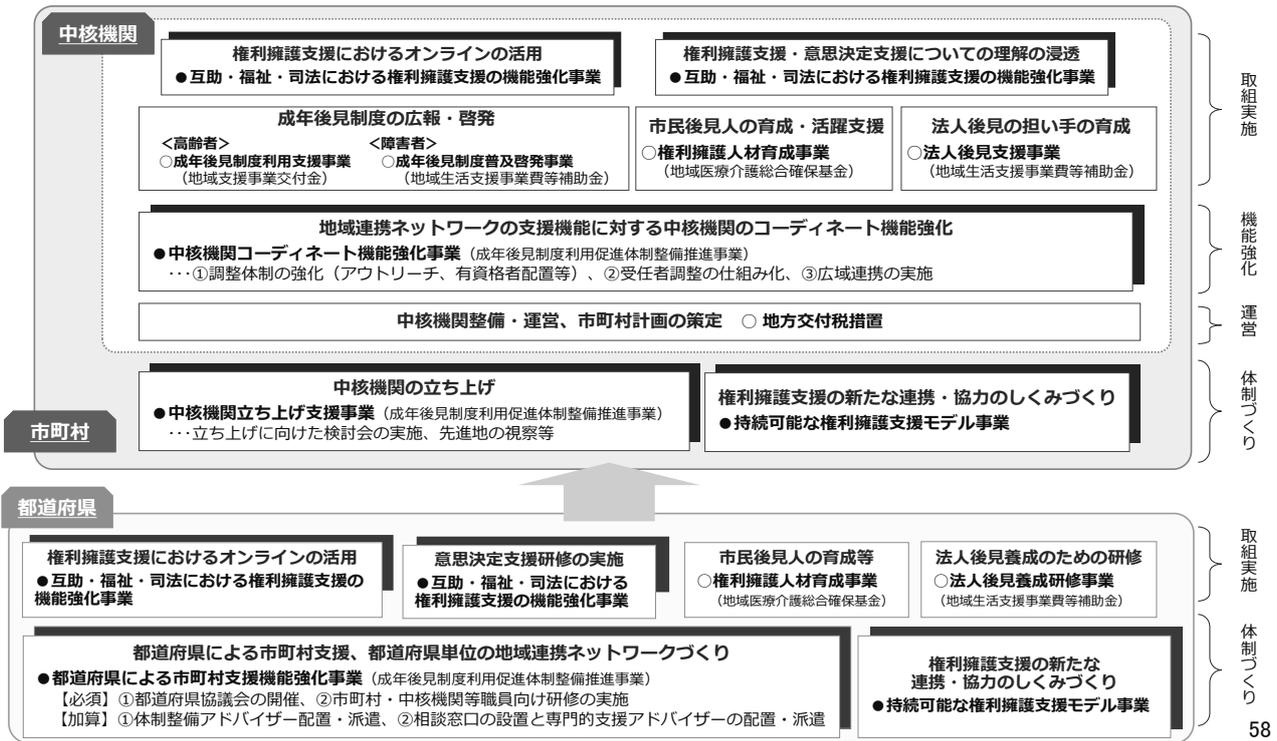
# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

令和5年3月29日  
専門家会議資料

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況
制度等の見直しに向けた検討	<b>成年後見制度等の見直しに向けた検討</b>	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				—
	<b>総合的な権利擁護支援策の充実</b>	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				—
制度の運用改善等	<b>意思決定支援の浸透</b> ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	・全47都道府県 —	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		意思決定支援研修の実施 <b>16 / 47都道府県</b>
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	<b>適切な後見人等の選任・交代の推進等</b> ・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				—
	<b>不正防止の徹底と利用しやすさの調和</b> ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— —	後見制度支援信託・支援預貯金の普及		適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討
地域連携ネットワークづくり	<b>地域連携ネットワークづくり</b> ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村 ・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		制度や相談窓口の周知 <b>1,471 / 1,741市町村</b>  中核機関の整備 <b>935 / 1,741市町村</b>
	・後見人候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人候補者の責任者調整の協議の実施				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
		—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況をも踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		
		—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				

57

# 中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和5年度予算）



※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。